

水源環境保全・再生かながわ県民会議設置要綱

新	旧
<p><第1条～第2条(略)></p> <p>(委員)</p> <p>第3条 県民会議の委員は、学識経験を有する者9名以内、関係団体から推薦された者5名以内及び公募により選任された者各10名以内の合計24名以内とし、知事が委嘱する。</p> <p>2 県民会議の委員の任期は、<u>「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」</u>における計画期間の前半は3年、後半は2年とする。また、再任については、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」によるものとする。</p> <p>3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><第4条～第9条(略)></p> <p>附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年11月6日から施行する。</p> <p>附則 <u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p><第1条～第2条(略)></p> <p>(委員)</p> <p>第3条 県民会議の委員は、学識経験を有する者9名以内、関係団体から推薦された者5名以内及び公募により選任された者各10名以内の合計24名以内とし、知事が委嘱する。</p> <p>2 県民会議の委員の任期は、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における計画期間の前半は2年、後半は3年とする。また、再任については、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」によるものとする。</p> <p>3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><第4条～第9条(略)></p> <p>附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年11月6日から施行する。</p>